年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 29 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　8件

厚生年金保険関係　　8件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2600088 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600071 号

第１　結論

請求者のＡ事業所（現在は、Ｂ事業所）におけるＣ共済組合員資格の取得年月日を平成３年４月１日から平成２年 10 月１日に訂正し、同年 10 月から平成３年３月までの期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

平成２年 10 月１日から平成３年４月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、Ｃ共済組合員記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成２年９月１日から平成３年４月１日まで
②　平成３年６月１日から同年７月１日まで

私は、Ａ事業所に平成２年９月１日から平成３年３月 31 日までの期間は臨時職員、同年４月１日から同年６月 30 日までの期間は正職員として勤務していたが、Ｃ共済組合の組合員資格取得年月日は平成３年４月１日、組合員資格喪失年月日は同年６月１日と記録されている。

請求期間①については、臨時職員であったが、正職員と同じ仕事内容、勤務時間、労働日数で勤務しており、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及びハローワークから提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、Ａ事業所における雇用保険の資格取得年月日は平成２年９月１日と記録されているので、Ｃ共済組合の組合員資格取得年月日を同日に訂正してほしい。

請求期間②については、正職員として平成３年６月 30 日まで勤務していたので、Ｃ共済組合の組合員資格喪失年月日を同年６月１日から同年７月１日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、請求者のＡ事業所における資格取得年月日は平成２年９月１日、離職年月日は平成３年５月 31 日となっていることが確認できることから、請求者は、請求期間①においてＡ事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、請求者は、Ａ事業所において健康保険被保険者資格を平成２年 10 月１日に取得し、平成３年６月１日に喪失していることが確認できるところ、Ｃ共済組合から提出された「平成３年度Ｃ共済組合事務の手引きの写し（「組合員」説明箇所抜粋）」によると、健康保険に加入している人は、被保険者となれる基準が正職員の所定労働日数のおおむね４分の３以上であり、Ｃ共済組合年金より厳しくなっているので、健康保険に加入している人は、当然Ｃ共済組合年金にも加入することとなる旨記載されていることから、請求者は、請求期間①のうち健康保険被保険者となっている平成２年 10 月１日から平成３年４月１日までの期間においてＣ共済組合員となる要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、Ｂ事業所から提出された請求者に係るＡ事業所の組合員資格異動等処理済通知書、Ｃ共済組合から提出された請求者に係るＡ事業所の組合員資格新規取得届及び組合員資格異動届等処理済通知書（控）並びに請求者に係る資格関係ＤＢプリントによると、請求者の資格取得年月日又は異動年月日は、いずれも平成３年４月１日と記載されており、事業主は、同日を組合員資格取得年月日として届け出ていたことが確認できる。

また、Ｂ事業所は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保存期限経過により廃棄している旨回答しており、請求者の請求期間①に係るＣ共済組合掛金の控除について確認できない上、ほかに請求者の請求期間①に係るＣ共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者のＡ事業所におけるＣ共済組合員資格の取得年月日を平成３年４月１日から平成２年 10 月１日に訂正し、同年 10 月から平成３年３月までの標準報酬月額については、上記オンライン記録で確認できる健康保険の標準報酬月額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の平成２年 10 月１日から平成３年４月１日までの被保険者期間については、上記のとおり、Ｃ共済組合掛金が控除されていたことを確認できないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第１条第１項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

一方、請求期間①のうち平成２年９月１日から同年 10 月１日までの期間について、前述のとおり、Ｂ事業所は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保

管していない旨回答している上、オンライン記録により確認できる請求者のＡ事業所における健康保険被保険者資格の取得年月日は平成２年 10 月１日となっており、ほかに、当該期間に係るＣ共済組合掛金が控除されていたこと及び請求者が当該期間においてＣ共済組合員となる要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がＣ共済組合員として平成２年９月１日から同年 10 月１日までの期間に係るＣ共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、Ｂ事業所は、請求者に係る人事記録、出勤簿等の資料は、保存期限経過により廃棄している旨回答している上、請求者から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、請求者のＡ事業所における離職年月日は平成３年５月 31 日となっており、オンライン記録によると、請求者のＡ事業所における健康保険被保険者資格の喪失年月日は平成３年６月１日となっていることから、請求者の請求期間②におけるＡ事業所の勤務実態について確認できない。

また、Ｂ事業所から提出された請求者に係るＡ事業所の組合員資格異動等処理済通知書、Ｃ共済組合から提出された請求者に係るＡ事業所の組合員資格喪失届及び組合員資格異動届等処理済通知書（控）並びに請求者に係る資格関係ＤＢプリントによると、請求者の資格喪失年月日又は異動年月日は、いずれも平成３年６月１日と記載されていることから、Ａ事業所は、請求者のＣ共済組合員資格の喪失年月日を平成３年６月１日として届け出ていたことが確認できる。

さらに、Ｂ事業所は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保存期限経過により廃棄している旨回答しており、ほかに、請求者が請求期間②においてＡ事業所に勤務し、Ｃ共済組合掛金を給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がＣ共済組合員として請求期間②に係るＣ共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500331号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600072号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を21万6,000円、請求期間②の標準賞与額を26万8,000円、請求期間③の標準賞与額を21万6,000円、請求期間④の標準賞与額を26万9,000円、請求期間⑤の標準賞与額を21万7,000円、請求期間⑥の標準賞与額を26万9,000円、請求期間⑦の標準賞与額を21万9,000円、請求期間⑧の賞与支払年月日を平成30年12月26日、標準賞与額を25万8,000円、請求期間⑨の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間並びに請求期間⑦、⑧及び⑨の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成４年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成27年７月27日
②　平成27年12月18日
③　平成28年７月25日
④　平成28年12月15日
⑤　平成29年７月25日
⑥　平成29年12月25日
⑦　平成30年７月30日
⑧　平成30年12月
⑨　令和元年７月30日

私は、請求期間①から⑨までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑥までの各期間は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦、⑧及び⑨は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。また、請求期間①から④までの各期間については、前回行った訂正請求において、訂正は認められないと決定されたが、もう一度調査をしてほしいので再度訂正請求するものである。請求期間①から⑧までの各期間の賞与明細書及び請求期間⑨の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間は賞与を記録し、請求期間⑦、⑧及び⑨は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書によると、請求期間①から④までに係る支給額、保険料控除額及び振込支給額が記載されており、Ｂ銀行から提出された請求者の預金口座に係る為替明細表（被仕向明細照会結果）（以下「為替明細表」という。）によると、請求期間①から④までの各期間と同日に当該振込支給額と同額が振り込まれていることが確認できるものの、ⅰ）Ａ事業所は、請求者に対して請求期間①から④までに係る賞与を支払っていない旨回答している上、Ａ事業所から提出された請求者に係る平成 27 年分及び平成 28 年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）によると、いずれも賞与の欄は空欄であり、Ａ事業所から請求者に対して請求期間①から④までの賞与が支払われた記載がないこと、ⅱ）Ａ事業所は賞与を支払っていないとする理由について、請求期間②と同日付の請求者の署名捺印が確認できる「確認書」（以下「確認書」という。）を提出しており、当該確認書によれば、請求期間①及び②について、Ａ事業所が賞与を支払える経営状況になかったことから、Ａ事業所の理事から個人的に賞与手取相当額を受領する旨の記載があることが確認でき、請求者も当該確認書をＡ事業所に提出したことを覚えている旨陳述していること、ⅲ）Ａ事業所が平成 27 年から事務業務を委託しているＣ社の担当者は、請求期間③及び④に支払った金銭についても確認書の内容と同様にＡ事業所の理事が個人的に支払った旨をＡ事業所の従業員に説明した旨陳述していること、ⅳ）請求期間①から④までの各期間にＡ事業所において経理及び社会保険事務に関与していた複数の者は、請求期間①から④までの各期間にＡ事業所の従業員に振り込まれた金銭について、Ａ事業所の理事が個人的に支払ったものである旨陳述していること、ⅴ）Ａ事業所は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与明細書は基本計算の資料である旨回答しており、Ｃ社の担当者は、基本計算の資料についてはＡ事業所の理事が個人的に支払う賞与手取相当額を計算するための資料であると思う旨陳述していることから、為替明細表により確認できる請求期間①から④までの各期間に請求者の

預金口座に振り込まれた金銭は、Ａ事業所からの厚生年金保険法上の賞与とは認めることはできず、当該金銭が厚生年金保険料控除後の金額であるとは判断できないとして、既に令和２年６月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている（以下「不訂正決定」という。）。

これに対して、請求者は、もう一度調査をしてほしいとして、再度訂正請求を行っているものである。

不訂正決定以後、請求期間①から④までの各期間に係る複数の訂正請求（以下「先例事案」という。）が行われ、先例事案の調査で入手した賞与明細書及び預金通帳により、請求期間①から④までの各期間にＡ事業所から賞与が支払われていることが確認できる上、不訂正決定の調査においては、請求者の希望により同僚に対する照会は行われなかったが、先例事案では同僚に対して照会が行われ、Ａ事業所は、確認書について、従業員全員に説明し、提出を求めた状況がうかがえない上、複数の同僚は、Ａ事業所から請求期間①から④までの各期間に振り込まれた金銭について、Ａ事業所の理事が個人的に賞与手取相当額を支払ったもの（以下「理事による個人的支払」という。）ではなく、労働の対価として支払われた賞与であるとの認識を有していることが確認できた。

また、前述のとおり、不訂正決定の調査において、事業主は、請求者の預金口座にＡ事業所から金銭が振り込まれているものの、源泉徴収簿に請求期間①から④までの各期間の賞与の記載がない理由について、当該金銭は理事による個人的支払であると主張しているが、前段の事情からその信憑性に疑義が認められることから、本事案及び先例事案において、事業主に対して、請求期間①から④までの各期間に振り込まれた金銭が事業所からの支払ではなく、理事による個人的支払であることを裏付ける客観的資料（決算書、会計帳簿等）の提出を求めたが、一切回答は得られず、当該資料は提出されていないことから、請求期間①から④までの各期間に請求者に振り込まれた金銭が理事による個人的支払であることを裏付ける客観的資料が確認できない。また、オンライン記録によると、Ａ事業所における賞与支払予定月は７月及び 12 月であることが確認できるところ、先例事案の調査で入手した賞与明細書により確認できる支給月は、平成 27 年から令和３年までの各期間のいずれの年もオンライン記録の賞与支払予定月と同様に７月及び 12 月となっており、先例事案の調査で入手したＡ事業所からの振込みが確認できる預金通帳等によると、同一月内に２回の振込みが確認できる月は、当該期間のいずれの年も７月及び 12 月であることが確認できる上、当該賞与明細書により確認できる支給額は、個人ごとに相違しており一律ではない。これらのことからすると、平成 27 年及び平成 28 年の金銭が賞与ではなく理事による個人的支払であるとするＡ事業所の主張は必ずしも妥当とはいえない。

これらの先例事案の調査で判明した事情を踏まえると、為替明細表で確認できる、

Ａ事業所から請求期間①から④までの各期間に振り込まれた金銭は厚生年金保険法上の賞与であると判断することが妥当である。

以上のことから、請求者の賞与明細書、為替明細表並びに先例事案の調査で入手した賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 21 万 6,000 円、請求期間②は 26 万 8,000 円、請求期間③は 21 万 6,000 円、請求期間④は 26 万 9,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、不訂正決定の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 21 万 7,000 円、請求期間⑥は 26 万 9,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦、⑧及び⑨について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、Ｄ年金事務所が令和６年６月７日の事業所調査によりＡ事業所から入手した請求

者に係る平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに平成31年賃金台帳、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑦は21万9,000円、請求期間⑧は25万8,000円、請求期間⑨は19万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑧の賞与支払年月日については、請求者及び複数の同僚から提出された預金通帳の振込年月日、上記平成30年賃金台帳の支給月日及びオンライン記録により確認できる厚生年金保険法第75条本文該当記録から、平成30年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦、⑧及び⑨の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦、⑧及び⑨の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦、⑧及び⑨の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年及び平成31年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間⑦、⑧及び⑨の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500355号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600073号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を５万円、請求期間②の標準賞与額を22万6,000円、請求期間③の標準賞与額を34万1,000円、請求期間④の標準賞与額を28万2,000円、請求期間⑤の標準賞与額を34万9,000円、請求期間⑥の標準賞与額を29万2,000円、請求期間⑧の標準賞与額を31万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、請求者に係る請求期間②から⑤までの各期間及び請求期間⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑦について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を28万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和47年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成29年12月25日
②　平成30年７月30日
③　平成30年12月26日
④　令和元年７月30日
⑤　令和元年12月27日

⑥　令和２年７月30日
⑦　令和２年12月25日
⑧　令和３年７月29日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①、⑥及び⑦は賞与に係る年金記録がなく、請求期間②から⑤までの各期間及び請求期間⑧は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。請求期間①から⑧までの各期間の賞与明細書及び請求期間④から⑧までの各期間の預金通帳を提出するので、請求期間①、⑥及び⑦は賞与を記録し、請求期間②から⑤までの各期間及び請求期間⑧は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から５万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書、Ｂ年金事務所が令和６年６月７日の事業所調査によりＡ事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間②において事業主から 22 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間②の賞与支払届の届出や厚

生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間②の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間②の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、Ｃ銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」、前述の事業所調査で入手した平成30年、平成31年及び令和３年賃金台帳、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から、請求期間③は34万1,000円、請求期間④は28万2,000円、請求期間⑤は34万9,000円、請求期間⑧は31万2,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年、平成31年及び令和３年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③、④、⑤及び⑧の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から29万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 28 万 4,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＡ事業所における請求期間⑦の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、28 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500364号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600074号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を 15万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のＢ事業所における請求期間②の標準賞与額を 21万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者のＢ事業所における標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和60年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成29年12月28日
②　令和２年７月30日
③　令和２年12月25日

私は、請求期間①にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。また、請求期間②及び③にＢ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除さ

れていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から 15 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から 21 万 2,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間③において事業主から 19 万 9,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に

見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＢ事業所における請求期間③の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、19 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500394号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600075号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を30万2,000円、請求期間②の標準賞与額を38　万円、請求期間③の賞与支払年月日を平成28年７月25日、標準賞与額を33万2,000円、請求期間④の標準賞与額を39万円、請求期間⑤の標準賞与額を37万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を33万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和50年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成27年７月27日
②　平成27年12月18日
③　平成28年７月
④　平成28年12月15日
⑤　令和２年７月30日
⑥　令和２年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間③以外の賞与明細書並びに請求期間⑤及び⑥の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、Ｂ銀行から提出された「預金取引明細表（流動性）」（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 30 万 2,000 円、請求期間②は 38 万円、請求期間③は 33 万 2,000 円、請求期間④は 39 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間③の賞与支払年月日については、預金取引明細表の取引日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、平成 28 年７月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 37 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から33万7,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額及び財形貯蓄分の控除額３万円が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はない上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＡ事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、33 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500408号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600076号

第１　結論

請求期間①及び②について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成30年12月26日
②　令和元年７月30日

私は、請求期間①及び②にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文）となっているので、請求期間①及び②の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①及び②について、Ｂ銀行から提出された預金取引明細表、Ｃ年金事務所が令和６年６月７日の事業所調査によりＡ事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び平成31年賃金台帳並びに賞与明細書平成30年12月分により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、上記賃金台帳及び賞与明細書によると、賞与額及び所得税額の控除額は確認できるが、社会保険料の控除欄の金額は、いずれも「０」と記載されている上、預金取引明細表により確認できる平成30年12月26日及び令和元年７月30日の振込額は、当該賃金台帳及び賞与明細書の差引支給額と一致しており、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できる。

また、事業主に対して文書照会を行ったが回答が得られない上、請求者は、請求期間①及び②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2600017 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600077 号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を６万 6,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のＢ事業所における請求期間②の標準賞与額を５万円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者のＢ事業所における標準賞与額を４万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成29年12月28日
②　令和２年７月30日
③　令和２年12月25日

私は、請求期間①にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。また、請求期間②及び③にＢ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除さ

れていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①において事業主から６万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から５万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間③において事業主から４万1,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年12月25日の振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に

見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＢ事業所における請求期間③の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、４万1,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600045号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600078号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑧について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑧の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和53年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成27年７月27日
②　平成27年12月18日
③　平成28年７月25日
④　平成28年12月15日
⑤　平成29年７月25日
⑥　平成29年12月25日
⑦　令和２年７月30日
⑧　令和２年12月25日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間に係るＢ銀行の預金取引明細表（以下「預金取引明細表」という。）、請求期間⑦及び⑧の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①から④までの各期間において事業主から 30 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤及び⑥において事業主から 30 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請

求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から24万4,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＡ事業所における請求期間⑧の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600092号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600079号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を２万円、請求期間②及び③の標準賞与額を７万円、請求期間④の標準賞与額を28万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　平成６年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成27年12月18日
②　平成28年７月25日
③　平成28年12月15日
④　令和２年７月30日
⑤　令和２年12月25日

私は、請求期間①から⑤までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録がない。請求期間④及び⑤の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①、②及び③について、Ｂ銀行から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は２万円、請求期間②及び③は７万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①、②及び③の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①、②及び③に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①、②及び③の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①及び②については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間③については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間④において事業主から 28 万 9,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、事業主に対して文書照会を行ったが回答が得られない上、請求者は、請求期間⑤の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑤に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑤の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。